

議員（氏家 法雄）

2番、氏家法雄です。

今回の一般質問では、本町の行政情報及び個人情報に関する情報開示に係る対応についてお伺い致します。

1982年に山形県金山町で最初の情報公開条例が制定され、本年で41年になります。自治体が行う情報公開とは、住民に周知したい事柄を迅速に行い、支援すべき対象に支援を遅滞なく届けるなど、能動的かつ政策的に行われている場合が多いと考えられます。言い換えるならば、公開・公表出来る情報だけが提供されていることとなります。

一方、情報公開条例では、自治体が公開・公表していない情報が請求されることとなります。

情報公開請求は、物事が決まったことではなく、なぜ決めたのか、決めようとしているのかといった理由や経緯を知ることが目的として行われます。つまり、情報公開を請求することはその手段であって最終目的ではありません。

情報の開示請求者は、「なぜ」とか「理由」とかが知りたいという目的のために①誰が関わっているのか、②状況分析、現状分析はなぜそうなったのか、③どのような選択肢を検討したのか、④選ばなかった選択肢は何か、なぜ選ばなかったのか、⑤どのような議論を誰が行ったのか、⑥誰の意見を聞いたのか、⑦意見を聞いた人を選んだ理由は何かなどの情報開示を期待しています。

これに対して、自治体執行部では、条例、規則、取扱いマニュアルに従い、非開示項目と開示項目に分別して情報開示を行うこととなります。

求められている行政情報等の内容を非開示項目とするのか開示項目とするのかなどについては、細心の注意を払う必要があります。また、情報開示請求をする側もその情報の取扱いに責任を持つために適切な開示請求手続を行う必要があります。

そこで、8点の質問を行います。

1点目は、一般住民が情報開示を求める手続きは、どのように行われるのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の一般住民が情報開示を求める手続についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町情報公開条例施行規則に規定する行政文書開示請求書に必要事項を記載し、情報公開を求める行政文書等を保有する部署に提出して頂き、開示、不開示等を決定する事務手続を行うこととなっております。

なお、行政文書開示請求書の様式は、情報公開制度の概要と併せてホームページ上に掲載しており、誰でも請求可能となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

制度のご説明、有難うございます。

2点目は、私たち議員が情報開示を求める際に利用する質問権についてです。自ら研究者でありながら地方議会議員をつとめる上瀬裕美の『地方議会における一般質問の研究』、こちらによれば、一般質問とは「議会議員から首長や執行部に対して、行政全般にわたる施策の方針や事業の実施状況などについて説明、報告を求めるもの」と規定した上で、「議会による監視がうまく機能しているかどうか、有権者が判断することが出来る機会」とその意義を強調しています。私共地方議会議員は、その責任を背負いながら日々の政治活動に携わっていますが、政治活動にあたっては質問権を行使し、議会には調査権が認められています。この議員の質問権、議会の調査権が及ぶ情報開示の範囲についてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の議員の質問権、議会の調査権が及ぶ情報開示の範囲についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員の質問権につきましては、地方自治法上に規定がなく、法定されている制度ではありませんが、多度津町議会会議規則第61条で一般質問について規定されており、議会議員が一般質問を行うことで、執行機関の実施する事業の執行状況や政策・施策に対する首長の将来展望を公に引き出ししており、一般質問の内容が予算、事業に影響を与えることもあるため、一般質問は法的根拠がないものの監査機能と政策提案機能を果たし、執行機関の公式見解を引き出す重要なプロセスであることが、先ほど氏家議員からご紹介頂きました「地方議会における一般質問」の中でも記述されております。

一般質問の重要性や町民の代表者である議員の率直な質問に誠実に答弁しなければならぬため、個人情報に該当する内容や一般的に公開されていない事実であって、公開することによって利益の侵害になると客観的に考えられる場合を除き、原則、情報開示しています。

また、議会の調査権につきましては、地方自治法第98条と第100条で規定されており、議員個人に与えられた調査権ではなく、議会に調査権が与えられており、常任委員会として調査権を行使する場合には、個々の事項につき、調査の範囲及び調査の方法を指定して委任した場合にのみ調査権を行使出来るとされています。

さらに調査の対象は、本町の事務に限定されおり、正当な理由がない場合、調査を拒むことが出来ないと規定されているため、地方自治法で適用除外とされているもの以外は、情報開示することとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。

今、個人情報に該当する内容や一般的に公表されていない事実であって、公開する

ことによって利益の侵害になると客観的に考える場合を除き、原則情報開示としていますとの答弁を頂きましたが、この「考える場合を除き」の部分は、具体的にはどのような場合が想定されるのでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

答弁の中でも申し上げましたが、公開することによって利益の侵害になると客観的に考えられる場合は、行政情報以外の情報で個人情報的なもの、行政情報以外のもので利益の侵害になると、客観的にと言葉どおりになりますが、利益の侵害になると客観的に考えられる場合以外は情報開示をしております。以上答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

その意味では利害が損なわれないように、慎重に情報開示、非開示の項目の取扱いを行って頂きたいと思います。

そこで、3点目の質問に移ります。議員は質問権を行使するに当たっての情報開示要求に関する必要な手続についてお伺いします。

先に質問したとおり、発言に責任を持つだけでなく、一般質問に当たるとは言え、その手続に不備があった場合、責めを負わなければなりません。よって、本質問は、現在参加の全議員にも共通に当てはまる事柄であり、緊張感を持って質問させていただきます。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の議員が質問権を行使するにあたっての情報開示要求に関する必要な事務手続等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員の質問権を行使するための情報開示は、出来る限り協力すべきものと考えており、ホームページ等で公開されている情報や公にされていない情報であっても機密性の低い情報については、議会で適正に使用して頂けるとの信頼関係を基盤として、各部署の判断で情報開示しても差し支えないと考えております。

また、多度津町情報公開条例に基づく開示請求を行わなければならない場合は、一般住民であるか議員であるかに関わらず、先ほど申し上げました「行政文書開示請求書」に必要事項を記載し、開示請求を行って頂くことになっており、本条例第4条本で、利用者の責務として、情報開示によって得た情報は適正に使用しなければならないと定められております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。今、ご説明して頂いた規則に則つとれば、これまでも今後も議員は町民の権益を代表して一般質問を作成することになりますが、請求書が必要とされ、手続を経ないでの情報開示はあり得ないとの認識でよろしいでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

情報開示請求して頂かなければならない情報は、先ほども答弁申し上げましたとおり、個人情報や公開することによって、利益の侵害になると客観的に考える場合、そういう情報に関しては、情報公開請求をして頂くこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

それでは4点目に移ります。情報開示に関して、これまでに正式な開示請求を行わずに開示要求をした者はいなかったのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な開示請求を行わずに開示要求をした者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町長公室では、正式な情報公開請求の手続きを行った者のみを把握しております。なぜ正式な情報公開請求を行った者のみの把握となっているかの理由につきましては、情報の開示を求められた場合において、ホームページ等に公開されている情報や公にされていない情報であっても、機密性の低い情報については、各部署の判断で情報開示しても差し支えないと考えており、日々の通常業務の中で多く行われるため、その一つひとつを報告してもらうことは現実的ではないためです。

しかし、一般に公開されていない情報であり、機密性の高い情報や回答内容に悩む場合においては、請求者に情報公開請求の案内を促し、正式な手続きをもって回答するべきものと考えております。

また、各部署での情報の開示で判断が難しい案件につきましては、事前に町長公室に相談することとしており、そういう場合は原則的には正式な情報公開請求の手続きをするようにしております。

なお、正式な手続きによる情報公開請求があった場合には、行政文書等を保有する部署で受付をした後に、決裁ルートに合議で町長公室を経由することになっているため、その場合は、町長公室でも当該案件を把握可能となっておりますので、町長公室では正式な情報公開請求が必要であるにも関わらず、開示要求した者は、いないと認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

4点目と関わることなんですけれども、5点目は情報開示について、これまでに正式な手続きを行わずに開示要求をした議員はいなかったのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な開示請求を行わずに開示要求をした議員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁させて頂きましたが、町長公室では正式な情報公開請求の手続きが必要であるにも関わらず、開示要求をした議員は、いないと認識しています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（氏家 法雄）

ご回答、有難うございます。それでは6点目、情報公開について、正式な手続きを経ないで開示要求を行った者及び議員に対する窓口対応はどのように行われるべきなのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の正式な手続きを経ないで開示請求を行った者及び議員に対する窓口対応についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

情報公開請求を行うべき機密性の高い情報の開示を求められた場合は、一般住民、議員等に関わらず、正式な情報公開請求の手続きに従い、開示請求を行うべきだと考えております。

しかし、先ほど申し上げたようなホームページ等に公にされている情報や機密性の低い情報については、各部署の判断において、公開して差し支えないものと判断しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（氏家 法雄）

それでは、7点目なんですけれども情報開示について、正式な手続きを経ないで、職務上知り得た秘密を洩らした職員及び議員に対する懲罰はどのようなものが考えられるのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の情報開示について、正式な手続きを経ずに職務上知り得た秘密を洩らした職員及び議員に対する懲罰についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

職員については、地方公務員法第34条に職員の守秘義務の規定があり、同法第60条に罰則規定として違反のあった場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とあるため、こちらの罰則のいずれかに該当するものと考えられます。

また、多度津町職員の懲戒処分に関する基準の中で、判断基準として、職務上知ることの出来た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合には、免職又は停職処分となると定められております。

議員の処分につきましては、地方自治法第134条第1項で、普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる定められており、懲罰の内容につきましては、同法第135条で、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名になると定められております。

また、同条第2項で、懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならないこと。第3項では、除名については、当

該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならないことが定められています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

しっかり責任感を持って、私どもは情報を取り扱う必要があると考えますが、最後に8点目、今後、本町において不正な方法で情報を入手し、その情報を公にした者及び議員が判明した場合の処分及びその公表をどのように考えているのか、また、その適用はどこまで遡るのかについてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

氏家議員の今後、本町において不正な方法で情報を入手し、その情報を公にした者及び議員が判明した場合の処分及びその公表はどのように考えているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

処分内容につきましては、先ほど答弁させていただきました内容に沿って決定することとしており、公表につきましては、多度津町職員の懲戒処分に関する基準の第3条で、公表する懲戒処分について定められており、公表する懲戒処分は、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）と、地方公務員法に基づく休職で、刑事処分に関し、起訴された場合の休職処分と定められており、公表する懲戒処分の管理監督責任に係る処分及び指導上の措置についても併せて公表することとなっております。

公表する内容についても発生日、職種、年齢及び性別、事件概要、処分内容、処分年月日を公表することと定められています。

職員の処分につきましては、過去の違法行為であっても事実が判明した日から遡って処分を行い、公表することとしております。

議員の処罰につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、地方自治法や会議規則に基づき、議決により処分や公表について決定することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

制度の運用について、正確なご説明有難うございます。

近代日本を代表する倫理学者の和辻哲郎は大著『倫理学』の中で、この倫理の問題を個人意識の中で論じることの限界を指摘しております。すなわち、一個の人間は常に他者との関わりの中で生きているのであり、隔絶した個人がものを考え、行動する時もその意識は他者の存在や言葉の共有を前提にしているという指摘です。従って倫理というものが働く場所とは、人と人とのあいだ、碩学の言葉に従えば「実践的行為的連関」、分かりやすく言えば、人間とは人と人の間柄的關係の中で形成されているということです。

だとすれば、大文字の倫理が人と人との間柄的關係の中で成立し、常にその規則と

自立の往復関係であるとすれば、私たちにとって身近な、例えば環境倫理とは私とモノとの関係を問うものであり、生命倫理は私と私自身の生命の関係を問う事柄になります。そして、この質問で取りあげた情報公開に関する問題は、私と情報の関係を問う事柄になります。

では、情報の当体とは一体何でしょうか。言葉や言説、記号として表現される情報の背景には常に「人間」が存在するということです。この人間とは現に生きている人間には留まりません。立憲主義の崩壊を前に現在政治の暴走を危惧する政治学者中島岳志の言葉によれば、過去の人間の試行錯誤の上に、この現在が成り立つとすれば、「死者」という「人間」に対する責任もあるとの指摘もあります。現在と過去との対話の中で、私共は、死者・生者を含めた人間を取り扱うに当たっては、公開する側も請求する側も真摯な責任を背負うことが前提になることは言うまでもありません。

その意味では、情報公開条例に関する問題は、畢竟、人権の問題へと収斂していくことを指摘し、慎重かつ責任感をもって臨んで欲しいと思う次第でありますし、法令違反については必罰を執行部には、お願いしたく存じます。

続いて、この情報公開とも関わってくる問題なんですけれども、まちづくり公社についてお伺い致します。

3月定例会の冒頭、町長から令和5年度施政方針が示されました。その重点施策の中で1番目「人口減少対策としての地方創生事業」の中では、「たどつ歴史・文化・伝統をいかした魅力ある『町づくり』と『人づくり』に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図っていく」とされています。

そのうち、魅力ある「町づくり」を目指す施策として、令和元年度には日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」や本通周辺地区の重要伝統的建造物群保存地区選定に向けた取組を利用して交流人口の増加に向けて取り組むとあります。

また、「人づくり」に関しては、官民協同組織「まねきねこ課」を中心として本町の魅力づくりと情報発信に取り組むとあります。その一つの活動として先の12月2日に開催された「たどつ桜たんページェント」には、本町内外から多くの方々が来場され、大変な大きな賑わいが創出されました。

4月2日に開催された「たどつさくらまつり」、また8月5日に開催された「たどつ港まつり花火大会」、こちらにおいても町内外から多くの方が来場されています。このように、本町には一時的に誘客出来るイベントコンテンツは複数ありますが、継続して誘客出来る仕掛けが圧倒的に不足している。これが現実ではないでしょうか。

「まちづくり公社」が企画されてから、かなりの時間が経過しています。コロナ禍からアフターコロナ、ウイズコロナと時間は経過していますが、「まちづくり公社」は進展しているようには感じられません。

魅力的なまちづくり・ひとづくりを担う機能を組織化・強化することには賛成です。しかしながら、新たな組織を設立することが目的となり、時間ばかりが経過することになると、本来の設立目的が時間の経過とともにぼやけてしまう嫌いがあります。目的のすり替えや善悪を無視し、規定事項だから取り組むという陥穽を突くのは『全体主義の起原』や『人間の条件』といった著作を著したドイツ系ユダヤ人政治哲学者のハンナ・アーレントの思索です。ナチスの強制収容所から脱出し米国に亡命した経験を持ち、人間を無効化する政治を徹底的に分析しました。ナチスの親衛隊中佐としてホロコーストに関与したアドルフ＝アイヒマンの裁判を記録した『イェルサレムのアイヒマン』は、切れ味の鋭い言説で社会に衝撃を与え、人々に思考の枠組みを組み替えるきっかけになったと言います。

ジェノサイドの中心的役割を担ったアイヒマンは、当然ユダヤ人にとって悪逆非道な「悪魔」であるはずでした。しかし、裁判は、上からの命令に忠実に従う官僚組織の歯車となった平凡な小役人、つまり悪魔とは程遠い「思考停止の」人間というアイヒマンを明らかにしています。

官僚組織は常に前例主義の奴隷となり、「思考停止」の歯車として機能してしまうことは古今東西どの組織であろうとも必然的に召喚されてしまう問題です。思考停止の事なかれ主義、こちらは人の体と同じで動脈硬化と同じです。この事実を直視することも大切です。

そのために必要なことは、新たな組織づくりに固執するのではなく、庁内組織の機構改革や事務改善などを図り、庁舎内で必要な事業目的やその組織の骨格を早急に決定した後、適切な人材、すなわち町職員にその運営を任せることも一つの選択肢ではないかと考えています。

さて、この現状の停滞を解決し、魅力的なまちづくり・ひとづくりを担い、ヒト・モノ・カネの面で地域の内外を繋ぎ、本町の持続的な発展に寄与出来る組織として「まちづくり公社」の設立を目指していると理解しています。しかしながら、今年度の進捗状況を把握することが出来ていないのも現実です。

以前、「まちづくり公社」設立に向けたロードマップは示してもらっていますが、その後の進捗について、この質問では問わせて頂きます。

まず1点目。改めて「まちづくり公社」設立に向けたスケジュールをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の「まちづくり公社」設立に向けたスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まちづくり公社の設立につきましては、専門人材、地域、民間、行政等の関係者間の橋渡しをしながら現場責任者としてプロジェクトを推進出来るブリッジ人材が必要不可欠となります。



そこで、本町ではそうした人材を任用するために令和3年度に創設された地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、まちづくり公社の設立、運営を実際に行う統括マネージャーを任用致します。その統括マネージャーの給与につきましては条例で規定する必要があるため、本議会において会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正案を上程させて頂いており、その案について承認を頂きましたら、12月下旬に統括マネージャーの公募を行う予定でございます。

その後、選任された統括マネージャーと共に会計士等、士業の方々のご支援を頂きながら、既存の事業計画をベースにしつつも、より実情に即した事業計画を策定し、公社設立、運営に向けた準備を進めてまいります。

また、公社の設立時期につきましては統括マネージャーを任用後、1年以内を想定しております。

今、氏家議員のおっしゃったとおり、少し遅くなっております。それは本当に反省しておりますし、申し訳なく思っております。これからは、職員共々一丸となって、この取組に真摯に取り組ませて頂き、遅れを取り戻したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長が非常に熱心にこの「まちづくり公社」の設立に動かれていることは、非常に熱意を感じている次第です。

そこで一つ確認のために再質問させていただきますが、今回、この募集をかけるという公社づくりの全体の事業計画、私の記憶によれば、令和2年度に作られたものが基になっていると思いますが、こちらの事業計画の策定は、何時されたものをベースに今回の事業を進められているのか、政策観光課の課長に再質問させていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

氏家議員のおっしゃるとおり、以前に策定されました事業計画を基に、今後、任用致します統括マネージャーを中心に、より多度津町の実態に即した形での実施計画の方を今後策定していく予定としております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

町長が非常に熱心に走られていることは理解してはいるんですが、例えば、この募集に関しても令和2年度の事業計画で、今、令和5年ですよね。ここ3年間は何をやったんだというのが正直な感想になります。町長だけが1人でやるっていうのは無理な計画になります。やるならやるで一丸となって、スピード感を持って取り組んで頂きたいと思っております。

そこで、今回公募をかけるということですがけれども、2点目の、この「まちづくり公社」の舵取りを担う人物の選定状況とその選定基準についてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」の舵取りを担う人物の選定状況とその選定基準についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、「まちづくり公社」のメインプレーヤーとなる統括マネージャーにつきましては、12月下旬に町ホームページや町公式SNS、また移住スカウトサイト等を活用し、具体的なプロジェクトの内容や詳細な求める人物の要件を提示した上で広く公募を行う予定でございます。

選考は書類選考と2度の個人面接を行い、選考委員については町人事部局だけでなく、外部団体を含む合議体により選任することを想定しております。

その選定基準につきましては、マネジメント経験を有すること。コミュニケーション能力が高いことに加えまして、マーケティング、地域ブランディング、特産品開発のような特定の分野における知識と経験があることを必須条件としております。

また、歓迎条件と致しましては、地方自治体と連携した事業に携わった経験、起業経験、民間企業の経営に携わった経験がある人物としております。

厳しい条件かとは思いますが、議員のおっしゃるとおり、統括マネージャーは公社の舵取りを行い、公社の中核となる人物となりますので、「まちづくり公社」の理念や公社を設立する目的を理解し、着実にプロジェクトを推進する能力を持った人材を慎重な審査を行った上で選任したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

選定基準についての丁寧なご説明有難うございます。

ただ、一事が万事という言葉もございまして、計画は出来ているけれども中身っていうところに振り返ってみた場合、例えばこの募集に関してもSNS等を活用して募集されるということですが、本日現在、X（旧ツイッター）2013年3月から運用されておりますが、多度津町のフォロワーは545名です。社会的な影響力を考えるならば、計画はあるけれども中身が伴っていないという印象が否めません。

ですので、繰り返しになりますが、やるのであれば、本気度っていうものが全く伝わってこないのも事実ではないかと指摘をさせて頂いた上で、3点目、公社設立に当たっては、先に言及したとおり同様業務を担当する周辺団体が多数存在するのも事実です。事務負担や経費の問題も馬鹿になりません。例えば、観光協会、まねきねこ課、本町自治体関連団体、例えば、合田邸ファンクラブや本町筋を愛する会などですが、今回新設されるのが同様業務を包括的に担う「まちづくり公社」となります。

この現状を踏まえ、イベントを企画運営する組織が数多くありますけれども、それらの活動を「まちづくり公社」が整理調整、あるいは統括するのか、あるいは吸収合併するのかという認識でよいのかお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」と町内まちおこし団体との関係性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町にはイベントを企画、運営するまちおこし団体が多数存在しております。こうした既存のまちおこし団体と公社との関係性につきましては、「町内にある各種まちおこし団体等を繋ぎ、地域全体で様々なことに取り組んでいける基盤を整えていくこと」という公社の役割のもと、具体的な事業計画を策定していく中で、まちおこし団体の方々の意見もヒアリングしながら検討していると考えております。

いずれのまちおこし団体も多度津町を元気にしたいという共通の認識のもと、設立され、事業を推進しております。「まちづくり公社」がそれぞれの団体が持つ特色や強みを明確化させることで、より多くの人を継続的に本町に呼び込み、公社設立の根本的な目的である地域コミュニティ機能の強化及び地域活性化に貢献出来る連携体制や仕組みを構築したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問させていただきます。この公社を設立することで、継続的に人を呼び込む流れを作りたいということなのですが、これまで既存の団体も同じ目的で動いてこられたかと思います。

ただし、現状としては、一時的に誘客は出来るものの継続的に誘客出来る状態にはなっていないのが、現在であるとすれば、これまでの事業に関しては成功したのか、失敗したのか、お答え下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

これまでの支援につきましては、観光振興団体であるとかそういった部分につきまして、町として支援の方を行ってまいりました。議員おっしゃるとおり、一時的に呼び込むというような形になっているというところもございますが、ある一定、来客者等も来られておりますので、一定成果があるものと考えております。ただ、議員もおっしゃるとおり、「まちづくり公社」などが、そういった事業を結びつけることによって継続的に町に来場者を呼び込むと。そういった形にしたいということで、現在の方、考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

出来れば、イエスかノーかでお答え頂きたかったところはございますが、そこに関連することで4点目の質問に移らせて頂きます。

「まちづくり公社」設立に向けた取り組みについての担当は、どなたが担っているのかお伺いします。責任の所在をはっきりさせたいとの考えからです。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員のまちづくり公社設立における担当及び責任の所在についてのご質問に

答弁をさせていただきます。

公社設立の実質的な取組は、策定した事業計画を基に統括マネージャーが主軸となって行うため、担当及び現場責任者は統括マネージャーとなりますが、統括マネージャーは町長が指定した重要プロジェクトに従事するため、その根本的な責任の所在は町となります。

また、公社設立に取り組む詳細な推進体制につきましては、統括マネージャー任用後、専門家の方々のご助言も頂きながら決定する予定となっておりますが、公社設立までの予算編成や予算の執行につきましては、政策観光課で行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ご答弁有難うございます。これまで「まちづくり公社」に向けての現状の流れ等ご説明頂きました。よく事業計画などで、実施した事業に関してはP D C Aサイクルで検証するなど書かれてはいるのですが、今、観光課の課長さんから伺った話では、検証に関してしっかり出来ているようには思えませんので、今後は、これは他の課でも同じだと思えるんですけども、本当に事業検証をやっているのかどうか、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

そこで5点目の質問に移ります。「まちづくり公社」設立については、順調に進捗していると考えているのか。順調であるとすれば、その問題点や課題は何だと考え、その解決をどのように図っていくのかについてお伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の「まちづくり公社」設立の進捗についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度につきましては、専門的な知見を有する統括マネージャーを公募するにあたり、必要な給与の額について他市町の事例を聞き取った上で協議し、その額を決定する等、統括マネージャーの任用や公社設立に向けて行うべき作業を順序立てて進めているところでございます。

今後は、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立に向けて邁進したいと考えております。進捗につきましては、適宜、ご報告をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

再質問をさせていただきます。今後は、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立に向けて邁進したいと考えております。とのご答弁を頂きました。

これは、統括マネージャーが選任され次第、スピード感を持ちつつも着実にステップを踏みながら公社設立をされるのか。あるいは、今からやっていくのかについて、ご説明下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

公社統括マネージャーを任用する前から事業の方を推進するのか。または、統括マネージャーを任用後に進めていくのかという点でございますが、現在も庁舎内部で「まちづくり公社」に関しますことにつきましては、情報共有と協議を進めておりました、今後、統括マネージャーを任用した際には、統括マネージャーと一緒に専門家の意見も聞きながら、事業計画の方を策定してまいりたいと思います。公社設立につきましては、職員が自分事として色んなまちづくりについて考えながら、取り組んでいく必要があるという風に考えておりますので、今後とも統括マネージャー任用前、後に関わらず、事業の方は検討してまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

責任感を持って事業を進めて頂きたいのですが、もう今から動いていないとおかしな話な訳なんですけれども、例えば、このまちづくりということを一口に言っても、人づくりもそうなんです、大きな課題になります。例えば、政策観光課のやるまちづくりがあれば、産業課の担うまちづくりもございます。当然、公社には、観光的な側面もあれば、新しい産業の創出という産業課の担うような役割も特産品開発ということでやっていかれるかと思えます。

現状でも真剣にやられているということなんです、責任の所在は政策観光課ということは先ほど頂いたんですけれども、その総合的な事業を進めるに当たっての現在の各課横断的な対応、協議が出来ているのかについて、再々質問させていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

各種事業におきます効果検証等につきましては、たどつの輝き総合戦略等に掲げております成果目標等、そういったもので記載しておりますK P Iにつきましては、進捗状況等を全課で確認をして情報共有を図っているところでございます。

また、公社に伴いますそういう地域の各課横断的な組織につきましては現在のところはございませんが、今後、統括マネージャーを選任した後は、そういった各課横断的に話し合いをする、そういった体制づくりの構築を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

現実にはこの「まちづくり公社」の設立に関しては、いかななものかと考えている議員の方も多くいらっしゃるかと思います。

別に、私はこのまちづくり公社が出来る事は悪いことだとは考えてないんですけれども、このままいくと失敗するのじゃないのかっていう危惧の方が強くあります。

だとすれば、スピード感を持って責任を持って取り組んで頂きたいという考えになるんですけども、このまちづくり公社の設立をされることによって、この現状停滞に風穴があくのであれば、そのキッカケになることを期待するのは事実なんですけれども、このままいきますと新設にあたっては冒頭で言及したとおり、これまでの無理や無駄を事情検証が行われなかったことを整理した上での判断も必要になると思います。例えば、既成事実にあずかって、先の太平洋戦争に突入したかの如き何らかの根拠の欠如した非合理的な猪突猛進とか、また、命令だから熱意も何もなくやっていくというようなアイヒマン的な態度を排した上で真摯な議論を続けながら設立していくことが、多度津町を良く作っていくことになるのではないかと考えています。

そのためにも責任感を持って、「まちづくり公社」の設立にあたっては、町長だけでなく執行部全体で認識を共有しながら、既存の組織を整理した上で、事業を進めていって欲しいと思います。そのために、議会も存在しているのではないのでしょうか。

以上で、2番、氏家 法雄の一般質問を終えます。有難うございました。